

令和6年2月泉南市農業委員会定例会

令和6年2月7日 午後1時30分
市役所別館 1階 会議室1・2

・出席委員

(農業委員)

山下 博	奥田 清	宮内 栄作
杉野 榮一	東 和宏	池上 安夫
森谷 豊	南 直樹	上野 寛治
立道 智恵		

(推進委員)

松本 一美	宮下 明	向井 彰一
戎野 繁	太佐 博	

・欠席委員

(農業委員)

岩本 和夫	伊藤 喜久
山本 芳男	湊 聡美

(推進委員)

西浦 賢二

事務局 定刻前ですが皆さんお揃いのようなので、ただ今より令和6年2月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、岩本委員、伊藤委員、山本委員、湊委員より欠席の届出が出ております。出席委員については14名中10名で過半数以上出席しておりますので、会議は成立いたします。推進委員については、西浦委員より欠席の届出が出ております。本日の出席は5名となっております。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしく申し上げます。

会長 皆さん、大変お忙しいところ2月泉南市農業委員会定例会にご出席していただきましてありがとうございます。立春はあつという間に過ぎたのですが、まだまだ寒い日が続くようです。これから3月迄は季節の変

会 長 わり目で、寒暖差も激しくなり、体調を崩しやすい時期ですので十分に体調管理には気をつけて頂きたいと思います。

また、先月30日に開催されました、大阪府農業会議主催によります研修会にご参加いただきありがとうございます。大変お疲れ様でした。今回、参加が出来なかった委員さんにつきましては、次の機会には是非ともご参加いただきますよう、よろしく願いいたします。

さて、能登半島地震から1か月が経ちました。被災地ではまだまだ厳しい状況が続いているようでございます。この地震では農地や農業施設に甚大な被害が出ていると聞いております。地域によっては当面のあいだ耕作出来ない状況だそうです。そういった状況を受けまして、全国農業会議から大阪府農業会議を通じて義援金を募っております。今、我々に出来る支援は義援金を贈る事ではないかと思っております。後ほど事務局から説明がございしますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

さて、本日は議案が5件、報告案件が1件でございます。どうか最後まで慎重審議のほどよろしくお願い致します。

会 長 それではこれより議事に入ります。

まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、5番 杉野委員、8番 池上委員をお願いいたします。

以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、令和6年議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和6年議案第3号2件について朗読する。議案第3号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告していただきます。No. 1につきましては、〇〇委員よろしくお願い致します。

〇〇委員 報告させていただきます。自家野菜・玉ねぎを植えていました。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 2につきましては、〇〇委員よろしくお願ひします。

〇〇委員 報告させていただきます。全部ネギを植えて綺麗にやっています。特に問題ございません。以上です。

事務局 ありがとうございます。議案第3号につきまして、事務局の方から補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、昨年10月の定例会において利用集積の議案として3年間の使用貸借の承認を得たあと、たまねぎ等の自家野菜の植え付けをしておりました。しかし、借り手が貸し手より申請地を購入し、自家野菜の他、レモンやゆず等の柑橘類も植えて耕作するとの事で、所有権移転の申請となりました。

No. 2につきましては、以前より譲受人の祖父と譲渡人が小作権を設定し、家族経営されていましたが、今回、小作権を合意解約し、孫さんの名義で購入し、米や青ネギを耕作するとの事です。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

〇〇委員 No. 1につきまして、耕作人員5名となっておりますが、面積に対して多くないですか。

事務局 申請書では家族5人で耕作するとの申請でした。前回の利用集積の時にも説明させていただきましたが、今後は自身が働いている事業所の障がい者の子供達に農業体験をさせてあげる計画です。

会長 施設の子供達が来るのであれば少し狭いですね。他でも利用集積してもらえると良いですね。

〇〇委員 最初ですからね。今後は徐々にやっていくかもしれないですね。

会長 よろしいですか。他に質問ございませんか。

それでは質疑がないようですので、議案第3号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第3号に賛成の方は挙手をお願いします。
ます。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり許可することといたします。

会 長 続きまして令和6年議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和6年議案第4号1件について朗読する。議案第4号につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。〇〇委員よろしく申し上げます。

〇 〇 委 員 報告させていただきます。現地確認に行つて参りました。申請人は営農型太陽光発電をされています。その下にミョウガ・アスパラガスを植えていますが、ともに芽がでておりませんでした。

事 務 局 ありがとうございます。事務局の方から議案第4号について補足説明させていただきます。平成29年3月に営農型太陽光発電設備のための一時転用として承認を得た農地で、今回で3回目の継続申請です。前回の申請は令和2年11月18日です。転用面積0.33㎡とは、太陽光パネル108本の支柱部分にあたる部分です。下部農地で、ミョウガ、アスパラガスの耕作を予定しています。耕作面積は、ミョウガ290㎡、アスパラガス300㎡、合計590㎡の予定です。以上です。

会 長 地区委員さん、申請人のことはご存じですか。

〇 〇 委 員 旦那さんが7、8年に亡くなり、奥さんが耕作しています。

会 長 ほったらかしにしないようにだけ注意お願いします。営農型太陽光発電は一年毎に報告が必要なんですよ。

事 務 局 はい。一年毎の報告義務があります。

会 長 パネルは土地のほぼ全体に設置しているんですか。

〇〇委員 はい、そうです。

会 長 ありがとうございます。
他にただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見
ございますか。

会 長 今後こういった案件が出てくる可能性がありますので、参考にして
いただきたいと思います。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第4号は原案どおり承認して
ご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第4号に賛成の方は挙手をお願いし
ます。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は原案のと
おりする許可することといたします。

会 長 続きまして、令和6年議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条
規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和6年議案第5号5件について朗読する。議案第5号につきまして、
地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきま
す。5件全て同地区ですので、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 報告させていただきます。いずれの借り手もネギを植えていますので
問題ございません。以上です。

事 務 局 ありがとうございます。議案第5号につきまして事務局の方から補足
説明させていただきます。

事務局 No. 1につきましては、3年前に設定承認を得ておりますが、継続にあたり、名義を借り手は孫さんに、貸し手は相続人に変更されましたので新規とさせていただきます。No. 2番以降につきましては全て再設定であり、特に補足はございません。以上です。

会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第5号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第5号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定することといたします。

会長 続きまして令和6年議案第6号「都市農地の貸借の円滑化に係る法律第4条第1項の規定による事業計画の認定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和6年議案第6号1件について朗読する。議案6号につきまして、地区農業委員の〇〇委員と現地確認を行いました。本日欠席により事務局より報告させていただきます。2筆とも綺麗に鋤いた状態を確認しました。借り手は38歳で、申出書には農業歴10年となっておりますが、所有地も無く、耕作に関しては自家野菜程度ですので、当面は貸し手に手伝ってもらいながら見習いとして耕作に励むとの事です。以上です。

会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問ご意見ございますか。

会 長 貸借に至ったきっかけは何ですか。一度に2反半もの貸借で、野菜を作るという事です。

事 務 局 元々、お知り合いだったようです。機械等も貸し手から借りています。

会 長 地区農業委員さん、推進委員さん、ちゃんと耕作出来ているか時々チェックして下さい。38歳という事ですので将来有望です。新規就農という事ですね。

事 務 局 兼業です。これだけでは難しいので。

〇〇委員 この貸し手に習っていれば間違いないと思います。

会 長 他にご意見ございませんか。
それでは質疑がないようですので、議案第6号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第6号に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり認定することといたします。

会 長 続きまして、令和6年議案第7号「泉南市農業経営基盤強化促進基本構想の一部改定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和6年議案第7号について朗読する。
それでは、基本構想の一部改正につきましてご説明いたします。ご存じのように、基本構想の改正につきましては、昨年9月の定例会にて承認をしていただいたのですが、再度、大阪府の基本方針が一部変更されましたので、必然的に本市の基本構想についても改正することとなりました。前回は文言の修正がたくさんありましたが、今回の主な変更項目

事務局

については、大きく分けて2点となっています。

まず、1点目の変更は、専業農業者が目指す年間農業所得額の変更、わかりやすく言えば国版の認定農業者の所得の見直しです。(基本構想案2ページ参照)

現在、国版の認定農業者を目指す農業者の水準となる年間所得額は600万円ですが、その水準額が550万に変更となりました。それに伴い、新たに農業経営を営む認定新規就農者の水準所得額も250万円から220万(250万円の4割)に変更となりました。(基本構想案8ページ参照)

主な変更理由としては、他府県指標を参考に、担い手への経営発展につながる支援策の活用対象を拡大すると共に、認定農業者を3,100件から3,600件に拡大する為です。(基本構想案4ページ参照)

続きまして、2点目の変更は、経営体営農類型の見直しです。(基本構想案5ページ参照)現行は、新旧対照表の2ページから8ページにかけて記載しています26モデルですが、構想案5ページから6ページに掲載しています9モデルに変更となりました。

経営体営農類型の表の見方ですが、1番を例に上げますと、40aの田でねぎを作付けし、それを年間3回繰り返し、延べ120aを耕作し、出荷したとしたら、年間所得は550万円以上となるといった意味です。ちなみに、1番から9番までの年間労働時間は共通であり、水準労働時間である2,000時間です。これについては、変更はありません。

以上が大きな変更であり、文言については、構想案2ページと7ページのふきをねぎに修正しました。この部分のみ独自で修正しましたが、その他の文言は府基本方針に即して修正しております。

会長

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長

昨年の9月に承認した内容の一部変更という事ですか。所得目標を少しでも下げて認定農業者を増やしたいという事ですね。これは国版の認定農業者の基準ですが大阪府版はどうですか。

事務局

大阪府版もほとんど同じかと思います。

会長

皆さん、いかがですか。何か感じた事があれば何でもおっしゃって下さい。

〇〇委員 国版と大阪府版認定農業者はどう違うんですか。

事務局 融資の幅が違ったりします。国版に認定されれば、書類を申請しなくても自動的に大阪版の認定農業者になれます。大阪府としては切り替えの際には大阪府版を推奨しています。大阪府版は、割と計画を提出すれば、目標額を満たしていなくても承認されやすいです。しかし、国版では目標額に満たなければ承認されません。

〇〇委員 新規就農する際、機械等を導入する時にはまだ収入がないので、大阪府版認定農業者の認定を受けていた方が融資を受けられますので、良いと思います。

事務局 そうですね。新たに農業経営を営む認定新規就農者の水準所得額は220万ですが、大阪版認定農業者に認定されれば融資は受けられますので、見積等は必要ですが、機械購入費やハウスの設備費用にあてられます。国版では目標額に達していないと認定されず、融資は受けられません。ただ、国版だと新規就農者の補助金が多かったりしますが。

また、認定農業者になっていただくと、農業委員会の委員に選出可能になります。若い方に認定を受けていただければ、若い方にも農業委員会のメンバーになってもらえます。

会長 最近、若い方に農地利用集積をしてもらっている案件が多いですので、そういった方々に勧めていったらいいんじゃないでしょうか。農業委員の平均年齢70歳を下げられるかもしれませんね。

事務局 ふるさと納税に出していただくにも認定農業者となっていた方が良いかと思います。

会長 ありがとうございます。他に意見はございませんか。
それでは質疑がないようですので、議案第7号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第7号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり承認することといたします。

会 長 次に、報告事項に入ります。令和6年報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明を求めます。

事 務 局 令和6年報告第3号4件について朗読する。報告第3号につきまして、届出地は、遊休農地でありましたので、今回の転用で遊休農地解消となり、結果的に良かったと思われます。以上です。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

〇〇委員 No.1についてですが、地図を見てもらうとわかると思うのですが、〇〇池の周りを〇〇の横から〇〇まで農道が通っております。これはあくまでも農道です。当該地にはこの農道の他には道がありません。しかし、農道しかないのに建築確認がおりた理由はわかりませんが、近くには民家が4軒ほどあります。ですが、資材置場の為に大きなトラック等がこの農道を通ってもらっては困ります。行き違いの出来ないような潰れそうな農道ですので。

〇〇委員 管理基準がないので、農道の規定は中々難しいです。里道を、出し合いをして拡幅している事も多々あります。この件に関しては調べていないのでわかりませんが。

会 長 譲受人の将来的計画はあるのですか。

事 務 局 隣接の農地も譲り受け、その下側にあります、住宅地の横の道路に接続して開発する予定です。当面は草の管理をして現状維持の予定です。

〇〇委員 農道は区の所有ですか。仮に出し合い道であった場合は、通るなどいう事は言えないんじゃないでしょうか。

- 〇〇委員 池は区の所有です。調べていませんが、農道もおそらく区の所有だと思います。
- 〇〇委員 資料が無いのでわかりませんが、建築確認の下りにある建築物の接続道路基準の話と、農道の出し合いの話は複雑な話です。ただ、今の議論に関して、市街化区域で建物も建っている道に通行制限をかけるという事が法律的にどうなのかという事、また、農業委員会の議論として適切かという事です。農業委員会での議論は市街化区域内の転用が適正かどうかであって、接続道路基準の話は農業委員会の議論の範囲を超えています。
- 会 長 本件は農地法第5条に則った届出でございます。
- 〇〇委員 一般的に言うと、住宅については道の所有者が市であれ、誰であれ市街化区域内の建築基準法上確認申請で接続道路基準を満たしているのだから許可したのだと思いますので、農業委員会で、農道の事について議論するのは適当でないと思います。
- 会 長 本件は農地法第5条に則った届出であり、農地法5条に関しては問題ないという事です。道路の件に関しては、譲受人が何か開発行為を行うに当たっては区なり水利なりに話があろうかと思しますので、その時にはきちんと話をしてもらわないと仕方無いと思います。
- 〇〇委員 水利組合としては水路に橋を架けたいと言った場合、許可しないとっております。
- 〇〇委員 私も一緒に農地パトロールに行って現場を見ておりますが、隣接地の地図の下側には市道が通っておりますので、隣接農地も購入し、そこから市道に接道しないと開発なんて出来ないと思います。当該地だけでは間口が軽トラ一台も入らない程度です。隣も購入予定のようです。
- 事 務 局 調べましたところ、泉南市の農道台帳では、農道指定された道になっておりました。開発行為を行うに当たっては都市計画課との調整がありますので、地元の同意が必ず必要になってきます。
- 〇〇委員 農道については少なくとも農業委員会での議論には無理があります。

- 〇〇委員 建築確認の際に担当課に協議してくださいとお願いしておく事だと思います。
- 事務局 申請者が、当面は維持管理だけで、隣の農地が買えれば開発しますと言っておりました。開発協議の際に通らないようにとおっしゃっていただければいいと思います。
- 会長 隣を購入するまでは現状維持との事ですので、当面はトラックが通って資材を置くという事もないかと思えます。
- 会長 他に意見はございませんか。
よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第3号を終了します。
- 会長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。
- 職務代理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これもちまして1月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、3月7日（木）場所は、市役所別館1階 会議室1・2です。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時32分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和6年2月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____